



道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について
公開による意見の聴取を行うので、同法第104条第1項の規定に基づき、次のとおり
公示する。

令和 8 年 6 月 2 日

茨城県公安委員会委員長 白 川 洋 子

記

- | | |
|------------|----------------------------------|
| 1 意見の聴取の期日 | 令和8年6月17日 |
| 2 意見の聴取の場所 | 水戸市笠原町978-6
茨城県警察本部2階 意見の聴取会場 |